

令和8年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

令和8年2月24日（火）午前10時45分、令和8年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所5階、505会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午前10時44分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。

それではこれより2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。
(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まり頂きましてありがとうございます。
今話がありましたように、今日は長丁場となりますので、できるだけ皆様、体力を温存しておいていただけるように、お願いいたします。昨日あたりから高温になりまして、私も昨日から花粉症が再発と申しますか、もう50年以上の持病ですから、なかなかマスクがとれなくて申し訳ございません。今日は10時45分から開始ということで、会場にも1時より前に移動しなきゃいけません。事務局の方で、この時間でちゃんと大丈夫だということでやっていただきましたので、皆様ご協力を頂きまして、スムーズに審議が進みますよう、お願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 特段の諸報告はありません。本日の署名委員は堀江委員と大福委員になります。よろしく
お願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく
お願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、米倉委員と渡邊委員から欠席の連絡がありましたので、農業委員12名、推進委員6名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は、ご本人お呼びしている案件が1件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第1号議案収受121について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受121 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受121について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) 第1号議案収受121。まず19日に、山崎勇委員と事務局2名とともに現地の確認を実施してまいりました。地図のほうは7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇のほうは、水田として使われておりまして、今年の作付けの稲刈りが終わった状態になっております。こちらのほうはですね、引き続き稲作をされるということなので、私、水稲詳しくないのですが、これから田起しされたりするのかなというふうに思います。その隣の△△△△は畑として使われておりまして、現在は、背の低い雑草が一面に生えているというような状況で、その前何をつくられていたというのはちょっとよく分からないような状態

でしたが、草もそこまですごい状態になってるわけではないので、数回耕耘してもらえば、使えるようになるのではと思います。この後、ご本人見えるそうなので、直接聞いていただければよろしいかなとは思いますが、●●●にお住まいの方で、週末に通って、作業されているようです。説明は以上になります。よろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。ご本人をお呼びしますので、ぜひご質問がありましたら、よろしくをお願いします。では、お願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画、また抱負等ありましたら、お話いただきたいと思います。お願いします。

(〇〇氏) はじめまして。▲▲▲▲で30年歯科医をやっております、〇〇〇と申します。歯科医療は、お口だけ見ればいいのではないかと皆さん思うかもしれませんが、お口は体からできてるものを反映する場所なので、どうしても、体が悪い、食が悪い方は、やっぱりどういう治療しても、どうしても不具合を起こすこととかが多いものですから、それを考えていくと、私は食が大切かと思ひまして、それで食を考えていくと、農業ということが分かりました。そして私が今考えてるのは、ただ普通に農業ではなく、無農薬無肥料をご提供することです。その考えに基づいて、良い食を提供したいと思い、農業を約2年ぐらい前からやっております。あきる野の●●の●●●と呼ばれるところで、農家さんから土地をお借りして、2年前から見よう見まねで無農薬無肥料の農作物をつくり始めました。その出来上がったものをうちのクリニックで販売したりしましたが、もう本当に患者さんも喜んで食していただきました。まだ少量ですが、提供を繰り返しながら、患者さんの良い身体をつくっていきたいと思っております。今回の場所は年明けにお話がありまして、自分はまだそこまでのレベルではないって思ったのですがいい機会だと思ひまして、畑と田んぼを購入させていただきました。歯科医療もやりながら、二足わらじで経営を確立したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(山崎勇委員) 山崎です。よろしくをお願いします。19日、現地のほう見させていただきまして、ちょっと何点かお伺ひします。今お話がありましたが、水田と畑の農機具ってのはどうしてるのかというのが一つと、無農薬ってのは、何となく分かりますけども、無肥料ということについて、単純に生育が悪いのかなと思ってしまうんですけど、その辺も含めてお聞かせ頂ければと思います。

(〇〇氏) 農機具に関しては、地元の農家さんに手取り足取り教えていただいている方がいらっやいまして、その方から耕運機なり、鍬なり、いろいろ細かいものをお借りして現在やってるところです。自分がやっていく事業というか、展開が、もっと順調にいくならば、耕運機なりいろいろ購入していこうと思っておりますが、最初はお借りしながらやっていこうと思っております。今、無農薬のお話を頂いたのですが、私が展開してる農業としましては、土の中に糸状菌がいて、その菌が空気の窒素を捕まえて、農作物に栄養を与えるっていう発想のも

とに、土の中に、竹炭と朽ちた竹と木と、もみ殻、葉っぱとかそういうのをに入れて、畝を高さ50センチ幅1メートルぐらい盛って、それでマルチかけて半年寝かせてます。そうすると、発酵が始まって行って、そこに、種なり稲を植えると、やっぱりすごく元気でキャベツも普通に売ってるくらい大きいものができます。土から栄養頂いて、発育してるの見てるんで、現在のところ、肥料も要らない状況でさせて頂いております。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。

(栗原委員) 私も同じ、19日に現地を見させていただきました。事務局からは週末、通われて農作業されるというふうに伺っています。先ほども無農薬ということでやられるということで、平日の管理というのは、雑草とかがかなり大変なことになってしまうのではないかなと思うのですが管理をどのように考えているのでしょうか。

(〇〇氏) うちのクリニックは日月休みでして、日曜日丸1日の作業、月曜日が昼過ぎまでやって帰るっていうことしかできません。とてもよくしていただいている農家さんが、バックアップしてくれるとおっしゃっているので、私ができない部分はやっていただく予定です。全部任せるつもりはありませんが、できるだけ平日もお時間をつくって、こちらに来て、農作業をしたいと思っております。

(栗原委員) ●●の●●●の地区も周りが全部農地になっておりますので、やっぱり一角だけ草がというような状態になってしまいますと、周りにも迷惑がかかってしまいますので、管理をしっかりとやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、ないようですので、終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。お世話になります。ありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何か他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、收受121の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受118について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。收受118、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・收受118 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受118について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) それでは、8ページのほうをご覧ください。2月19日に栗原委員と事務局2名と、私の4人で現地を確認しております。

(現地案内図 説明)

現地ですけれども、南向きの高台になっていて、この地区としてはかなり広く、農地がまとまっているような場所になります。その一角に〇〇〇-〇があります。譲受人の△△さんですけれども、ここでもかなりの部分お持ちだということでもあります。現状ですけれども、灌木がきれいに、伐採してまとめてあったような状況でありました。譲受人の△△さんは当面はここに柚子であるとか、梅であるとか、こういったものを栽培していきたいといった考えのようでもあります。以上よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) 譲受人の△△さんですが、周りに農地をお持ちということで、特に問題はないかとは思いますが、年齢が●●歳ということで、ご高齢な気がしますが、労働力としましては、お子さまが実際には作業される感じでしょうか。

(事務局) はい。今回譲受人の△△さんですが、親戚の方と、近所の方2名で営農していくというふうにお話を伺っております。

(大福委員) ありがとうございます。

(山崎勇委員) よく知っていますが、実に元気です。何の疑いもなく、やられる方だと思います。

(議長) 他にご質問ございますか。それでは、ないようですので、収受118の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受123について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。収受123、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受123 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受123について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) 報告します。19日、事務局とは別時間帯で現地確認のほう行ってまいりました。地図9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらのほうは、現状、枯れ草があつてちょっと放置状態というか、耕作は余りされていない状態が見受けられます。これから、耕作のほうが進められればいかなとは思いますが。審議の程、よろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(嶋崎委員) 一つだけ。広い面積でやられてますが、●●から通ってやっているのでしょうか。また、これだけ作ると相当な量になってると思います。この辺は大丈夫でしょうか。

(平野委員) 私知ってる方ですが、植木屋さんで、●●の●●●●●●の近くにも畑持っており適正に耕作されていることが確認できています。

(議長) 去年ぐらいにも案件ありましたね。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。それでは、ないようですので、収受123の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案経由6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由6について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) これも同日確認へ行ってまいりました。場所は地図10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地のほうは東側の角地に、柑橘系の木が植わっていて、その他は作物を収穫した後かなという感じでした。以上です。

(議長) 続きまして、経由6について、転用理由説明をお願いします。

(事務局) 事務局より転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、経由6の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり農地として使用していることを確認する。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) それでは、番号1について、現地の確認の結果を説明いたします。場所は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この畑ですが、南の3分の1ほどが栗が植わっておりまして、下草もきれいに刈られておりました。北側の3分の2ぐらいは、一部、ネギ、大根等が植わっておりまして、残りはほぼ作付けはされておりません。草が若干見えますが、一、二度耕耘すれば作付けできるような状態だと思いますので、きれいに管理されていると思います。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。それでは、ないようですので、番号1について、農地として使用している旨を確認する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく19日に事務局2名と、現地確認に行っていました。12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この場所は、上のほうに大きめの木が5本ほど、あとは松、キンモクセイなど昔は植木畑として使っていた形跡があります。最近、植えたと思われるブルーベリーの苗木が20本ほど植わっていたので、問題なく、農業をしていたと思われます。現状ではそのような形ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う

農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) 2月の19日に事務局2名と志村委員の4名で現地を確認いたしました。地図につきましては12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑の入り口部分は非常に狭く、畑全体の4分の1ほどには、のらぼう、大根、白菜が作付けされておりました。東側には柑橘系の果樹が1本あり、いくつもの実がついておりました。畑の南側隣地境界線には1メートルほどの土が盛られたように、茶の木があり、夏草が枯れた状態で覆われておりました。また、そのわきには小型の耕運機が2台、草取り台車が2台、また、雨水を貯めるための大きな桶が二つありました。それから道具を入れるためのものかと思いますが、ケースがいくつも置いてありました。残りの畑の4分の3の部分につきましては、夏草が枯れた状態の中に、3か所、夏野菜用と思われる支柱やネットが貼ったままになっておりました。以上、現地の状況でございます。なお、本件に伴いましては、去る2月5日、市庁舎3階で、都市計画課職員2名、農林課職員1名立会いのもと、■■■に住んでおられる●●●●さん、●●歳の方であります、▲▲▲さん▲▲歳と面談を行いました。▲さんのお話では、昭和◆◆年に父親から●●さんが栗畑として農地の相続をいたしました。近所から栗木の枯れ葉の苦情があり、このため栗の木をやむなく伐採して、兄の▲さんが近くに住んでいることから、畑として、現在まで耕作しておりましたが、徐々に、農作業ができなくなり、所有者である●●さんは◆◆◆◆で施設に入居しているとのことでございます。このようなことから、●●●●さんは当該生産緑地の主たる従事者であると考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) 続いて、故障内容の説明を、事務局よりお願いします。

(事務局) はい。事務局より説明をさせていただきます。

(故障内容 説明)

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。それでは、ないようですので、●●●●さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1から3については、関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和8年2月24日提出。あきる野市農業委員

会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

(第5号議案・番号2 朗読)

(第5号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1から3について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく19日に現地確認をしてみました。まず、9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

下の4分の1ほどのところにある〇〇〇-〇というところが現地です。現地は耕耘済みで、いつでも使用可能な状況になっておりました。続きまして、13ページの地図をご覧ください。現状は、栗が20本ほどあり、下草はきれいにしてありました。橋のほうはブルーベリーと思われる株が5株ほど植えてありました。現状としては問題なく使用されていると思います。それから〇〇〇〇、番号2に入りまして、南郷の△△△△-△、□□□□-□は一団の田んぼとなっております、この場所は、南北道路ずっと下りまして、そのまま秋川を渡りまして、八王子に抜ける道から西のほうに入ったところの奥にあって、南郷の水田地帯の中の一部です。この3枚のほかにもその隣も、〇〇さんの畑でして、そこはもうきれいに耕耘してあり、いつでも使用可能な状態になってました。最後、番号3の◇◇◇◇-◇ですけども、そこから、東に戻りまして、路地を南に行ったところにあります。そこは以前、農業委員会会長やられていた◇◇◇◇のすぐそばになりまして、そこももう既に耕耘済みで、いつでも使用可能な状況になっておりました。〇〇〇さんの面積は、二町歩以上となり結構な面積が見えますが、ご兄弟と一緒に住んでます。かなりの労働力が期待できるようなので、この面積を耕耘できるのではないかなと思います。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。合計で、この面積ですか。

(事務局) 今回の面積は入っておりません。

(議長) プラスですか。

(平野委員) 先ほど堀江委員からお話があったように、家族の労働力もありますし、さらに、輪作みたいなことも考えてるっていうようなことで、これだけの面積やっていきたいと意欲的でした。大丈夫だと思います。

(議長) 他にご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号1から3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和8年あきる野市農業委員会2月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、3月25日、水曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前11時30分